

○ふじみ野市ひとり親家庭等児童高校等入学準備金支給要綱

平成17年10月1日

告示第36号

改正 平成20年4月11日告示第89号

平成23年12月19日告示第296号

平成28年1月28日告示第22号

(目的)

第1条 この要綱は、ふじみ野市に居住するひとり親家庭等の児童（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第3項に基づく20歳未満の児童をいう。）を対象に、高校等の入学準備金を支給し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

（平28告示22・一部改正）

（高校等入学準備金支給対象者）

第2条 高校等の入学準備金（以下「入学準備金」という。）の支給の対象となる者は、現に進学先の合格証明書又は入学許可書を取得し、義務教育を終了する又は終了した児童を扶養しており、かつ、次に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 配偶者のない女子（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子をいう。）のうち、現に児童と同居しているもの

イ 配偶者のない男子（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子をいう。）のうち、現に児童と同居しているもの

ウ 父母が死亡した児童又は父若しくは母が監護しない児童を養育している者

(3) 申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者（民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する扶養義務者で当該申請者と生計を同じくする者を含む。以下同じ。）の市町村民税が非課税であること。

(4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けていない世帯
（平23告示296・平28告示22・一部改正）

（入学準備金の支給の範囲及び支給額）

第3条 入学準備金の支給は、児童1人につき1回限りとし、支給額は、次の表に定めるとおりとする。

支給の範囲		入学準備金支給額
国立、公立又は私立の高等学校（特別支援学校を含む。）	1人	30,000円
国立、公立又は私立の専修学校（高等課程に限る。）	1人	30,000円

国立、公立又は私立の高等専門学校	1人	30,000円
------------------	----	---------

(平20告示89・平23告示296・一部改正)

(入学準備金支給申請)

第4条 入学準備金の支給を受けようとする者は、ひとり親家庭等児童高校等入学準備金支給申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、これを省略することができる。

- (1) 世帯全員の住民票の写し又は外国人登録証の写し
- (2) 児童扶養手当を受給している場合は、その証書の写し
- (3) 遺族年金等を受給している場合は、その証書の写し
- (4) 児童扶養手当又は遺族年金等を受給していない場合は、次に掲げる書類
 - ア 申請者及び児童の戸籍謄本
 - イ 配偶者又は児童の父若しくは母の生死が明らかでない場合は、その事実を明らかにすることができる書類
 - ウ 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている場合は、次に掲げる手帳又は証書の写し
 - (ア) 療育手帳
 - (イ) 身体障害者手帳
 - (ウ) 精神障害者手帳
 - (エ) 障害基礎年金証書
 - エ 配偶者又は児童の父若しくは母が法令により拘禁されている場合は、その事実を明らかにすることができる書類
- (5) 合格証明書の写し又は入学許可証の写し
- (6) 申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の非課税証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 申請書の提出期限は、入学する前年の12月から入学する年の3月末日までとする。

(平28告示22・一部改正)

(入学準備金支給の決定)

第5条 申請書が提出された場合は、福祉事務所長が必要な調査及び審査をした上、市長が支給の可否を決定する。

2 入学準備金の支給を決定したときはひとり親家庭等児童高校等入学準備金支給決定通知書(様式第2号)により、申請を却下すると決定したときはひとり親家庭等児童高校等入学準備金却下通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

(平28告示22・一部改正)

(入学準備金の支給方法)

第6条 市長は、前条により入学準備金の支給を決定した場合は、指定の口座に

3月末日までに振り込むものとする。ただし、3月に申請書の提出があったものについては、4月末日までに指定の口座に振り込むものとする。

(入学準備金の返還)

第7条 市長は、入学準備金の支給決定後、不実の申請であることが判明した場合は、当該受給者に対して、支給した入学準備金の一部又は全部を返還させることができる。ただし、就学児童が就学後、都合等により退学等した場合には、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の上福岡市ひとり親家庭等児童高校等入学準備金支給要綱（平成10年上福岡市告示第20号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年告示第89号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年告示第296号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年告示第22号）

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の様式に基づいてなされている手続その他の行為は、改正後の相当規定に基づいてなされている手続その他の行為とみなす。

様式第1号（第4条関係）

ひとり親家庭等児童高校等入学準備金支給申請書

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

申請者氏名



入学準備金の支給を受けたいので、ふじみ野市ひとり親家庭等児童高校等入学準備金支給要綱第4条の規定により申請します。

また、記載内容確認のため申請者及び同一世帯に属する者の税情報等の閲覧を承諾します。

※太線枠内の各欄に必要な事項を記入するとともに、該当する番号を○で囲んでください。

申請者	住所	氏名			
	個人番号	電話番号			
世帯状況	1. 父子家庭 2. 母子家庭 3. その他（未婚、配偶者が生死不明、遺棄、障害等、拘禁）				
市民税	・非課税 ・課税	生活保護	・受けていない ・受給中 ・申請中		
対象児童氏名		続柄	生年月日		
			年 月 日		
			年 月 日		
（申請者・同一世帯に属する者 対象児童を除く）		氏名	続柄	生年月日	個人番号
	1			年 月 日	
	2			年 月 日	
	3			年 月 日	
	4			年 月 日	
	5			年 月 日	

申請額	国立	高等学校	30,000円×	人=	円	
	公立	専修学校	30,000円×	人=	円	
	私立	高等専門学校	30,000円×	人=	円	
	合計		円			
手当・年金	児童扶養手当証書番号					
	年金等の種類		(1) 遺族年金 (2) 母子年金 (3) その他 ()			
	証書番号		記号		番号	
配偶者が精神又は心身に障害がある場合		1. 療育手帳 2. 身体障害者手帳 3. 精神障害者手帳 4. 障害基礎年金証書				
		発行		第 号	級 種	
振込先	銀行 農業協同組合 信用金庫 信用組合			本店 支店 出張所		
	当座 普通	名義人		口座番号		

調査及び審査の結果、申請事項は事実と相違ありません。

年 月 日

ふじみ野市福祉事務所長

印

様式第2号（第5条関係）

ひとり親家庭等児童高校等入学準備金支給決定通知書

第 年 月 日 号

様

ふじみ野市長



年 月 日付けで申請のありました標記の入学準備金については、
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 入学準備金決定額 円
- 2 支給予定日
貴指定の口座に 月 日頃振込予定ですので、口座振り込みの確認をお願いいたします。
なお、予定の期日に振り込みがない場合は、お手数ですがお問合せくださるようお願いします。
- 3 問合せ先 子育て支援課
電話番号

様式第3号（第5条関係）

ひとり親家庭等児童高校等入学準備金却下通知書

第 号
年 月 日

様

ふじみ野市長



年 月 日付で申請のありました標記の入学準備金については、
下記の理由により申請を却下します。

記

1 却下理由

2 問合せ先 子育て支援課
電話番号

- 様式第1号（第4条関係）
（平28告示22・全改）
- 様式第2号（第5条関係）
（平28告示22・全改）
- 様式第3号（第5条関係）
（平28告示22・全改）